

生け垣・植樹帯設置助成の手引き

中野区では、美しいまちなみをつくり防災の役割を果たすほかプライバシー確保、防音防風、CO₂削減にも資する生け垣・植樹帯を区民の皆さんが設置する際にその費用の一部を助成します。

対象者 中野区**在住**または**居住予定者**で接道部緑化を行う者(販売を目的とする場合は除く)

対象経費 樹木費、植え付け費など直接緑化に要する費用(既存塀の撤去費用等は除く)

助成条件 ①幅員**4m以上**の建築基準法上の道路に面していること

※4m未満でも後退(セットバック)していれば対象となります。

②植栽部分の前面(道路側)にフェンス等の障壁がないこと

③**延長2m以上**の連続した生け垣・植樹帯

★道路と敷地に高低差がある場合等はこちらをご相談ください

④新規設置及び同一箇所で助成を受けたことがないこと

⑤事前に相談・申請し、助成金が決定してから着工すること

⑥原則2026年2月27日(金)までに施工が終了し、実績報告できること

※申請の〆切は、原則2026年1月23日(金)です。

★上記期日外に申請・実績報告を行う場合はご相談ください。

⑦**植栽後は、適切な維持管理を行い現状維持に努めること**

助成金額 基準単価:**10,000円/1m**(延長30mを限度とする)

①基準単価に対象延長(0.5m単位 端数切り捨て)を乗じた額

②対象工事実費(税抜き価格)

上記のいずれか少ない額を助成金額とします。

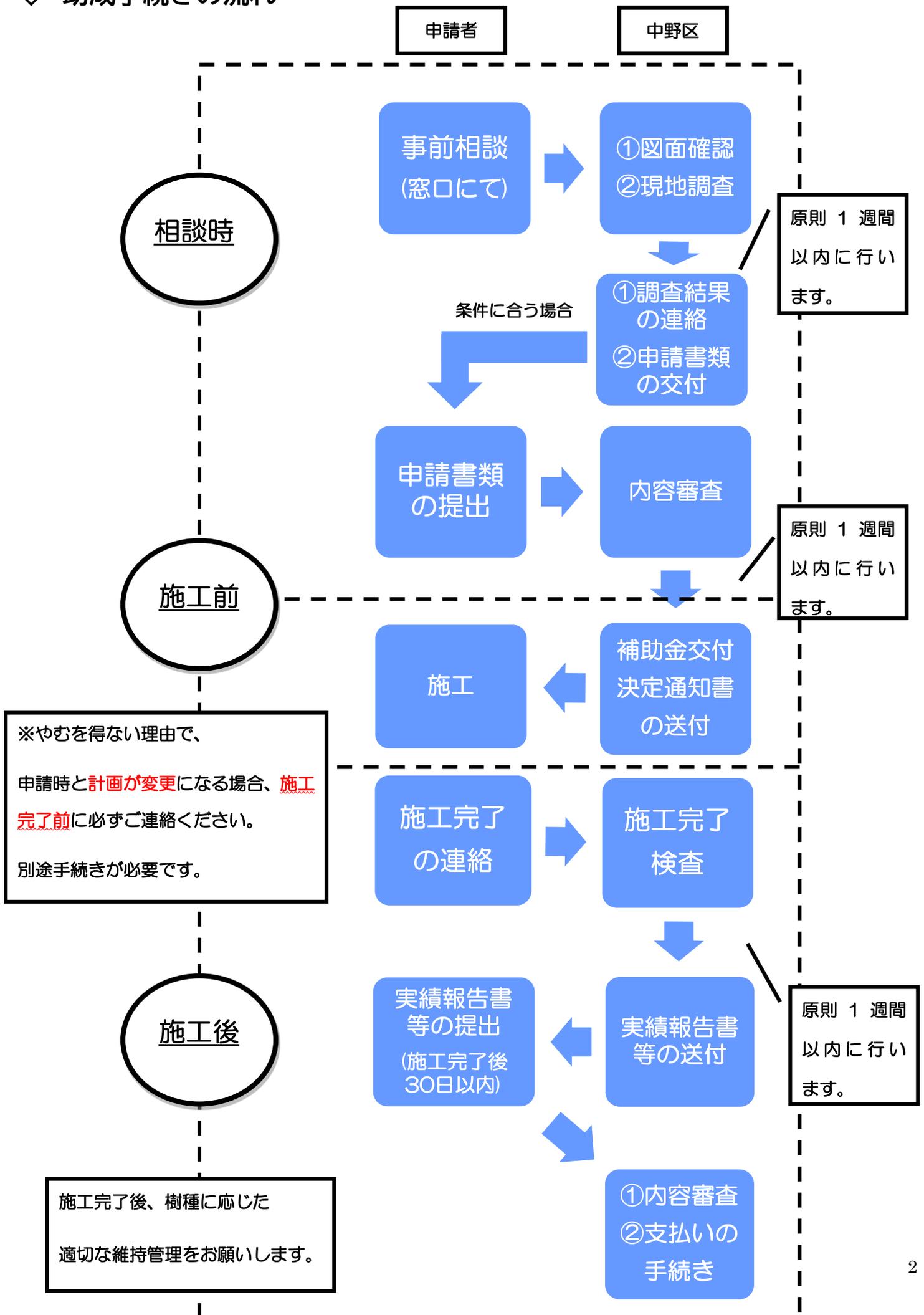
ご用意いただく書類等 助成のための書類等に不備のないようご準備ください

相談時	設置工事図面【案内図・配置図・植栽平面図(前面道路の幅員を明記)・植栽断面図】
申請時 (施工前)	①補助金交付申請書(4号様式) ②生け垣等設置計画書(5号様式) ③誓約書 ④設置工事費の見積書・内訳書(補助対象部の施工に要する費用内訳)の写し ⑤適切な維持管理に関する念書
完了時 (施工後)	①実績報告書(8号様式) ②設置工事費の領収書・内訳書(補助対象部の施工に要した費用内訳)の写し ③補助金交付請求書(3号様式) ④支払金口座振替依頼書

※見積書、領収書は施工事業者名・印影のあるものをお願いします。

※内訳書は補助対象となる部分がわかるよう作成ください。

◇ 助成手続きの流れ



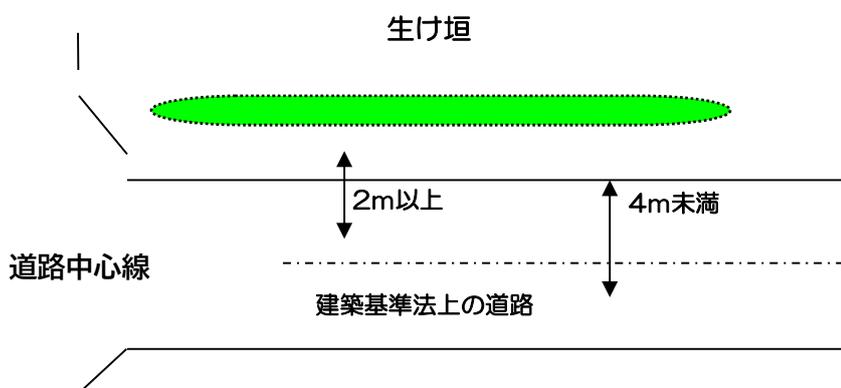
◇ 接道に関する共通条件

生け垣・植樹帯の設置を行う箇所は、幅員 4m以上の建築基準法上の道路に接していることが必要です。

ただし、幅員が 4m未満の道路であっても、道路中心線※から 2m以上後退(セットバック)して設置する場合は助成対象となります。

※道路の中心を定めた線で、都市基盤部道路建設課 狭あい道路整備係(9階)に確認して下さい。

【 セットバック例 】



◇ 延長に関する共通条件

生け垣・植樹帯は、道路に接して連続して 2m以上であることが必要です。

◇ 助成金額に関する共通条件

基準単価: **10,000 円/1m**(延長 30m を限度とする)

- ①基準単価に対象延長(0.5 m²単位 端数切り捨て)を乗じた額
- ②対象工事实費(税抜き価格)

上記のいずれか少ない額を助成金額とします。

◇ 生け垣設置助成条件

①生け垣とは、

- (1)高さ 1m以上の樹木が、
- (2)道路に沿って、
- (3)延長 1mにつき 3 本以上、または樹木の葉が触れ合うように植栽され、
- (4)支柱が設置されているものをいいます。

※樹木の種類は問いません。

※枝幅が広い樹木の場合、葉が触れ合っている状態であれば長さ 1mにつき 3 本以上植栽されていなくても助成対象となります。

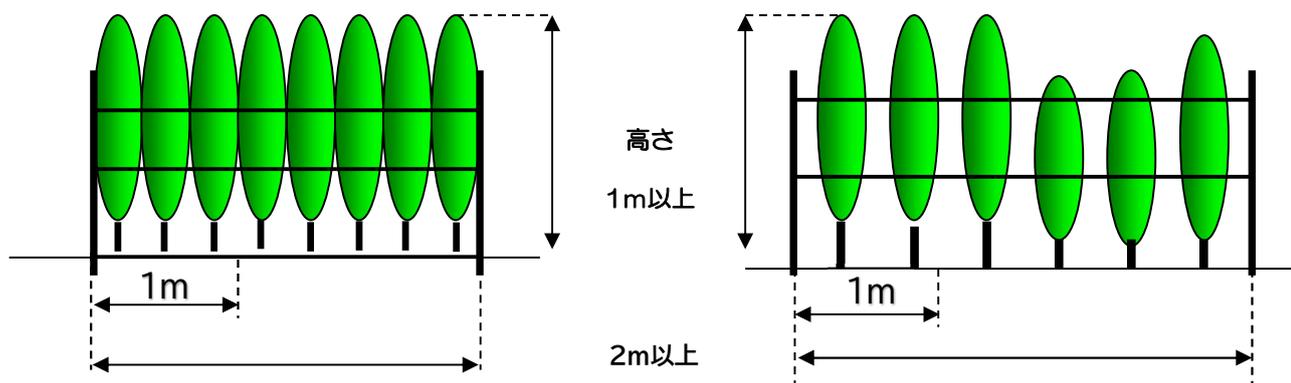
※延長は支柱を含めて計測しますが、支柱に樹木の葉が触れるように植栽してください。

【 助成できる植栽例 】

- ・植栽時すべての樹木が 1m 以上である
- ・葉が触れ合っている(枝幅が狭い場合1mあたり3本以上)
- ・支柱にも葉が触れるように植栽している

【 助成できない植栽例 】

- ・高さが 1m に足りないものがある
- ・葉が触れ合うように植えられていない
- ・支柱に葉が触れていない



- ②樹木には支柱を取り付けて下さい。取り付ける支柱は植栽する樹木よりも低い四つ目垣、または布掛にして下さい。なお、支柱については設置場所に応じて選択して下さい。

四つ目垣



一定の間隔（通常 1.8m）で一列に打ち込んだ丸太に竹を横に取り付け（通常 3 段程度）さらに、この部分に竹を縦に交互にさして格子状にした垣根をいいます。

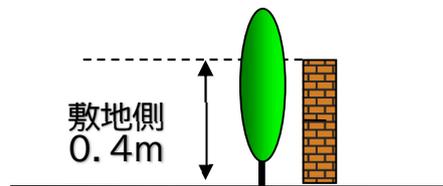
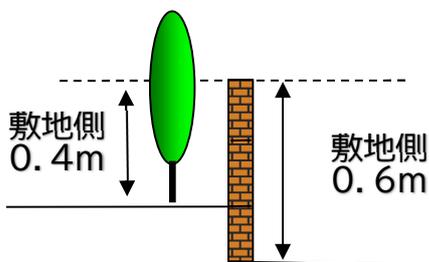
布掛



一定の間隔（通常 1.8m）で一列に打ち込んだ丸太に竹を横に取り付け（通常 2 段程度）この横竹の部分に植栽樹木を結束するものです。

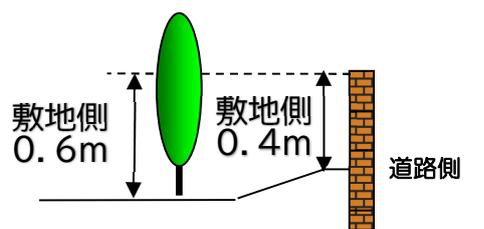
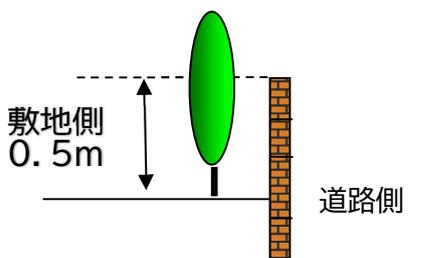
③敷地と道路の境界に土留めを設置する場合は、敷地の高さから土留めまでの高さを 0.4m(ブロック 2 段程度)程度にして下さい。ただし、土留めに向かって地盤を無理にすり上げて土留めまでの高さを 0.4m以下にしてある場合は、原則助成出来ません。道路と敷地に高低差がある場合はご相談ください。

【 助成できる土留めの例 】



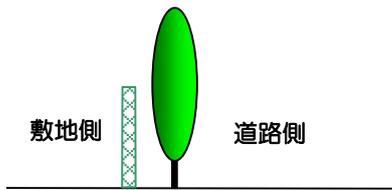
※敷地が道路より低い場合は、事前にご相談ください

【 助成できない土留めの例 】

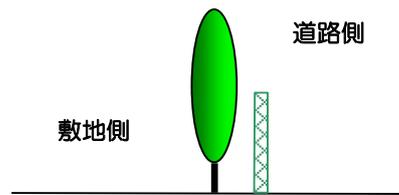


④フェンス等を設置する場合は、生け垣の後ろ側(敷地側)に設置して下さい。

【 助成できるフェンスの例 】



【 助成できないフェンスの例 】



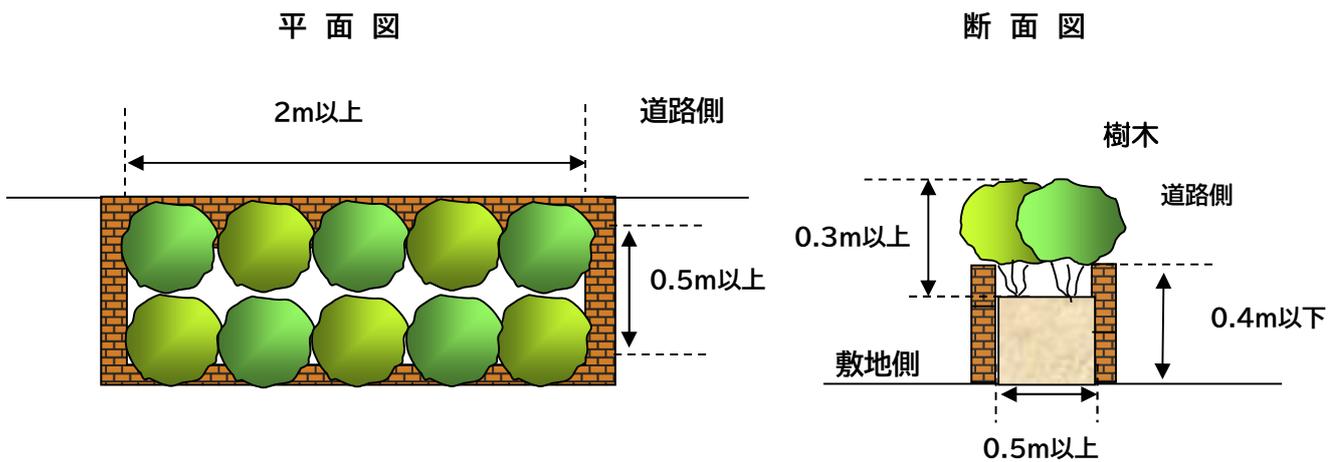
◇ 植樹帯設置助成条件

①道路に接する長さ 2m以上、幅 0.5m以上(それぞれ内寸)、道路からの高さが 0.4m程度までのブロック等で囲んだ植樹ますを設ける必要があります。

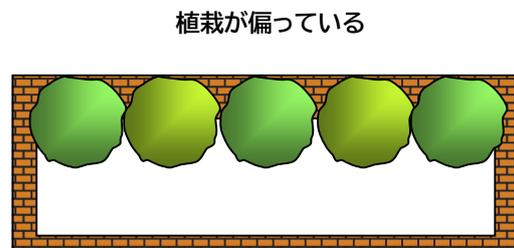
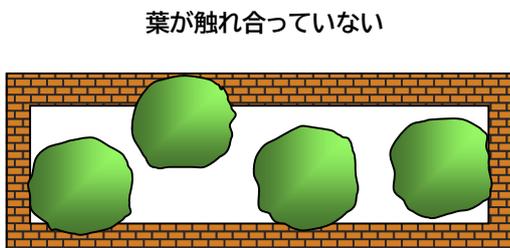
なお、道路と敷地に高低差がある場合等にご相談ください。

②植樹ます内に高さ 0.3m以上の樹木の葉が触れ合うように植えられている必要があります。

【 助成できる植栽例 】



【 助成できない植栽例 】



◇ 補助金交付申請書の提出

単年度の補助金のため、**受付は原則1月23日まで**とします。

※以下の書類を施工前に提出してください。

- ①補助金交付申請書(4号様式)
- ②生け垣等設置計画書(5号様式)
- ③誓約書
- ④案内図
- ⑤配置図
- ⑥植栽平面図 **※前面道路の幅員を明記してください**
- ⑦植栽断面図
- ⑧見積書・内訳書(補助対象部の施工に要する費用内訳)の写し **※日付は申請日以前**
- ⑨適切な維持管理に関する念書

◇ 施工開始日

施工開始日は、補助金交付決定日以降です。

補助金交付決定日は、補助金交付決定通知書にて確認してください。

◇ 施工完了後

施工が完了しましたら、担当までその旨ご連絡ください。

職員が現地調査を行った後、施工後に提出していただく書類を送付します。

◇ 実績報告書・補助金交付請求書の提出

単年度の補助金のため、年度末までに完了検査を終える必要がありますので、施工後速やかに実績報告書及び補助金交付請求書を提出してください。

受付は原則2月27日までとします。

※以下の書類を施工後に提出してください。

- ①実績報告書(8号様式)
- ②補助金交付請求書(3号様式)
- ③支払金口座振替依頼書
- ④領収書・内訳書(補助対象部の施工に要する費用内訳)の写し **※日付は施工完了日以降**

【お問い合わせ先・お申込み先】

中野区 環境部 環境課 環境・緑化推進係
(区役所 8階)

直通電話 03-3228-5516

ファクシミリ 03-3228-5673